



今、その思いをひとつに…

オーナー間の交流を軸に情報交換と相互に助け合う
全国初のオーナー会組織

LPオーナー会

LONG PEACE OWNERS CLUB

M e s s a g e

明けましておめでとうございます。

会発足から4年目を迎えオーナー間の絆をしっかりと感じ取れます。
昨年9月23日10年未満に減額された方の会代表者が賃料増額の調停
申し立て、11月25日未払い賃料でオーナー129名がレオパレス21に対
し集団訴訟しました。



複数回の交渉を試みましたが 実らず止むを得ず訴訟に至りました。
契約変更合意書に署名捺印した方もあきらめずに訴訟に参加して下さい。

会が掲げる「共存共栄」は、オーナーもレオパレスも繁栄を意味しますが、今やオーナー
側は、家賃減額で苦しんでいます。一方、レオパレスは、2年連続の好業績で約400億円の
利益を積み上げています。これは、共存共栄に反します。

何の利益還元もないオーナーにとっては、家賃を取戻す絶好の機会と捉えるべきです。
オーナー側も収益改善に努め、真の共存共栄を目指して下さい。

プロパンガスについては、会が提携のガス販売会社に切替えようとすると、レオパレス
は、そのガス会社を訴訟すると通告して切替いを妨げます。

オーナーに無断でガス設備を無償でガス会社に設置させる契約を結び、その契約を盾に
しています。(9ページにその契約書を掲載)

オーナーさんにとって有益なプロパンガス権利金を阻止されています。

会として…

①**会員の家賃をこれ以上減額させない。** ②**減額された家賃を取戻す。**

③**低金利融資への借換え促進** この3つを重点的に考えています。

特に今回の賃料未払い請求については、5年の時効がある為、放置してはいけません。

全国主要都市で無料相談会を展開しますので、減額された家賃を取戻したい方は、是非
ご出席下さい。訴訟参加の方については、入会金を免除します。

10年未満に減額された方は、この機会を逃さず訴訟に参加して家賃を取戻して下さい。

泣寝入りしてはダメです。

オーナーが手と手を結び、オーナーの為の共存共栄を実現しましょう！

皆様にとって良い年になることを、心よりお祈り申し上げます。

敬 具

LPオーナー会 代表 前田和彦

*同封の「おクルマ購入サポート制度」については、
会員でない方も、弊社までお申込み戴ければ、購入のサポートをしますのでご活用下さい。

LPオーナー会の理念

1 会員の利益を第一に考え
互いに助け合い
会員が一致団結して
次の世代に幸せを引き継げる
アパート経営を目指す。

2 オーナーと会社が共に繁栄し
共存共栄を図りながら
事業パートナーとして
誠実で堅実な
会社の育成を図る。

会の 活動方針

- 会員のアパート経営を支え、次世代に喜ばれる優良資産を遺す。
- オーナーと会社が手を携え、共に繁栄し共存共栄を目指す。
- 会社を監視し、順法精神に則り契約書の内容を正しく履行させる。

2017年 年間方針

会の規約を追加して、家賃減額ゼロの徹底を図る。

- ◆ 会員は、会の承諾なしにレオパレスの契約書・確認書に署名捺印しない事。
- ◆ 会員全員がレオパレス減額訴訟時の相互扶助制度に同意する事。

オーナー全員の会員登録を目指し、
オーナー家賃減額被害の救済に努める。

- ◆ 一部の入会金を廃止しレオパレスオーナー全員の入会促進に努める。
- ◆ 会員数制限5000人を撤廃し2万人の会員登録を目指す。

低金利の金融機関を紹介し、会員の収益向上を図る。

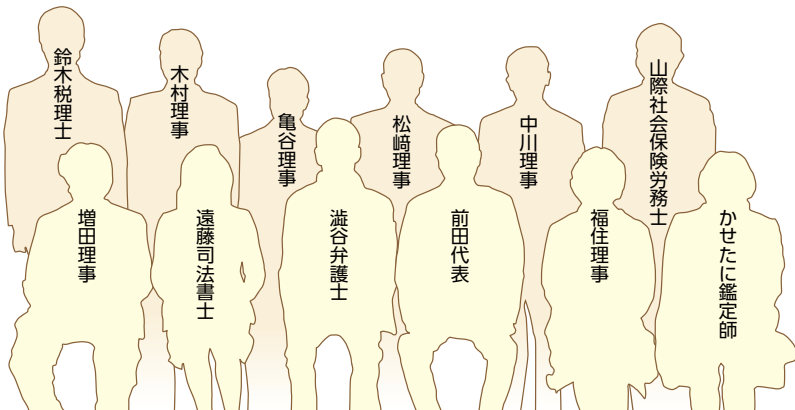
- ◆ 会員は家賃減額されない事を銀行担保とし、これを金融機関に説明し、低金利で融資を受けられるように低金利借換えの推進を図る。

オーナー株主の会を設立

- ◆ オーナーが自ら株主になりオーナーの意見を会社経営に反映させる。
- ◆ 株主総会では、集団で意見を申し立てオーナーの地位向上に努める。

LPオーナー会役員のご紹介

本部



貫井理事



古田理事



静岡支部



林幹事



星野幹事



竹澤幹事

LPオーナー会の心強い存在として、会を支えてまいります。



名誉顧問(弁護士)
しいな けいいち
椎名 啓一先生

Profile

昭和24年 司法試験合格
昭和28年～ 検事任官、高検刑事部長等を歴任し、輝かしい功績を残されました。
昭和57年 退官。弁護士の職に就く。
平成元年 日本弁護士会連合会監事就任。
平成10年 勲三等 旭日中綬章 受章

この会の顧問を務めております弁護士の椎名啓一でございます。
私は、29年間の検事職を務めたのち弁護士の職に就き現在に至っております。
長年にわたって培った私の経験が活かされ会員の皆様のお役に立てれば幸いと存じております。他のサブリース会社には、ない…日本で唯一のオーナー主催のオーナー会であり、個人では、解決できないような問題を団体交渉と言う道を拓き、会社と対等の立場に立てることは、不動産業界でも画期的な試みです。今まで弱い立場にあった者にとって「希望の光」だと受け止めています。
皆様方も是非、この会に賛同して戴き、団結して我々の声が会社側に届くようにして行きましょう！



- 北島幹事
- 笹野幹事
- 林支部長
- 辻野会計
- 石塚幹事
- 石田副支部長

西関東支部



支部構成：東京都・神奈川県代表方々

拡がるネットワーク!
各支部の開設で
会員相互の
協力関係を強化!!

関西支部

幹事交代につき
掲載を削除しま
した

支部構成：
大阪府・兵庫県
奈良県の代表方



北信越支部



支部構成：石川県・富山県・福井県・新潟県・長野県の代表方々

- 前田代表
- 森副支部長
- 寺岡支部長
- 水谷幹事
- 笠原幹事



減額された家賃を
取戻しましょう!

集団訴訟・未払い賃料の時効について

未払い請求には、5年の時効があります!
変更合意書に署名捺印した方も
あきらめずに訴訟に参加して下さい。

平成28年11月25日、名古屋地方裁判所に
「未払賃料等請求事件」として
レオパレス21を提訴しました。

まさに会の活動方針「会社を監視し、
順法精神に則り契約書の内容を
正しく履行させる。」を誠実に遂行しました。



東海テレビみんなのニュースONEで放送の様子

提供: 東海テレビ

訴訟内容	
訴訟者数	総勢 129名
請求総額	4億8684万0807円

日本最大級のメールマガジンサイトにも取り上げられました。

<http://www.mag2.com/p/money/27826>

詳細は、こちらのアドレスを
入力してください!!

未払い賃料請求は、5年で時効!!

未払い賃料の請求権は、5年を経過すると時効が成立します。

訴訟参加しないで放置すると時効の成立で請求できない期間が発生します。



家具家電メンテナンス契約変更合意書に署名捺印された方へ

訴訟を通じ契約解除することで変更合意書の効力無効を目指します。署名された方でも、訴訟には追加参加できます。総合申込書に記入して参加申し込みして下さい。

●今回の裁判費用について

平均室数	平均請求額	平均訴訟費用(弁護士料+裁判諸費用)
18室	380万円	138,000円

2棟56室の方は、最高請求額 1,650万円にも及んでいます。

訴訟を通じて契約の解除を目指します。

家具家電総合メンテナンス契約を解除して全額返金を求めます。

契約時点で家具の取替えできなかったことが変更合意書説明等から明らかです。

契約解除できれば、支払った特約金・レンタル料金が戻ります。

将来支払い分も含め30年間分のレンタル料金を返還してもらいましょう!



概算金額例:

1棟20室の場合

2,000円×20室×12ヶ月×30年間=1,440万円に相当

未払い請求訴訟参加希望者向け無料説明会開催のお知らせ

*事前申し込みを**2月15日**までに FAXまたは、メールでお願いします。

FAX 052-880-0022

メール leopalace_owner@yahoo.co.jp

参加費用：無料

氏名・住所・

電話番号(自宅と携帯)・アパート名

開催時刻は、各会場とも13時30分～15時を予定しています。

地区	日付	会場	住所	
東海	4月 2日	名古屋国鉄会館	名古屋市中村区椿町20-15	052-452-0168
山陽	4月 9日	さんかく岡山	岡山県岡山市北区表町3丁目14-1 201	086-803-3355
九州	4月23日	リファレンス駅東ビル	福岡市博多区博多駅東1丁目16-14	092-432-0058
西関東	5月13日	加瀬ビル88	横浜市港北区新横浜3-19-11 加瀬ビル88	045-478-4758
東関東	5月14日	ABCアットビジネスセンター	東京都中央区京橋1-11-2 八重洲MIDビル	03-6869-9876
北陸	5月28日	石川県女性センター	石川県金沢市三社町1番44号	076-263-0115
関西	6月 4日	大阪産業創造館	大阪市中央区本町1丁目4-5	06-6264-9808
北海道	6月11日	かでる2.7	札幌市中央区北2条西7丁目 道民センタービル	011-204-5100
東北	6月18日	仙台市民会館	仙台市青葉区桜ヶ岡公園 4-1	022-262-4721

*事前の申込みがない方は、入場をお断りします。なお 各会場、定員になり次第 受付を終了します。

LPオーナー会では「家具家電未払い請求」の他にも、皆さまの日々の問題やご心配に対し、様々な角度から活動を行っています。

各活動紹介

10年未満に 減額された方の会

入会して 手続きを行なって下さい。
増額交渉は、個々のオーナーで相違がある為
①家賃増額の調停
②家賃増額訴訟の順に進みます。
アパート所在地の裁判所にて、
専属弁護士が手続きを行ないます。



建物メンテナンス に抗議する会

入会して 手続きを行なって下さい。
建物メンテナンスの修繕を確実に実行しない場合は、
将来集団訴訟を予定しています。

オーナー株主の会

安定株主となり、レオパレス21を支えつつ、オーナーの地位
向上を目指すべく **オーナー重視の経営**に転換させる活動
を目指します。
経営陣の見誤った経営判断には、容赦なく株主訴訟を実施
します。

LPオーナー会入会特典

1 家賃減額を徹底して阻止します。

家賃が
下がらない事が
会員の特権です。

対策①

会員規約2つを追加しました。

※会員は、レオパレスとの契約・確認書類にLPオーナー会の承諾なしに署名捺印しない事を追加します。

◆レオパレスから減額契約書の署名捺印を求められたら「LPオーナー会の承諾を得て欲しい」と伝えて下さい。

※レオパレスから家賃減額訴訟を受けた場合は、会員全員が2,000円の募金をし、会員の裁判費用を援助する事を追加します。

◆訴訟費用を会員からの募金でカバーします。専属弁護士が担当し全力で減額を阻止します。

対策②

家賃交渉の場所に 会事務所を提供します。

※家賃交渉を会の名古屋駅前事務所で実施して下さい。会役員が同席し、交渉に助言を行いません。



対策③

専属弁護士が5万円で 家賃交渉を代行します。

※家賃交渉を専属弁護士が低料金でお引受けします。料金¥50,000円と実費でレオパレスとの家賃交渉を行ない家賃減額を確実に阻止します。

2 低金利融資先の金融機関をご紹介します。

LP会員が減額されない理由を金融機関に説明しこれを担保とします。金融機関は、LP会員である事を条件として低金利で融資ができます。

返済計画に安心感を与えれば金融機関は、思い切った低金利で融資を実行します。そこで弊会が提携金融機関をご紹介します、低金利借換えを促進します。

例：5年の固定金利「0.5%」や10年の固定金利「0.6%」に借換えができました。返済予定表などを事前にご提出ください。会員は、減額されないから、銀行から見れば「銀行担保」の1つになる。但し、金融機関の審査によりご期待に添えない場合もあります。

3 会員専用ホームページが閲覧できます。

家賃交渉のポイント

銀行金利情報

家賃増額時の契約書紹介

オーナーのお得情報

家賃交渉の実態

裁判事例の掲載

レオパレスの動向をいち早くお知らせ

契約してはいけない
契約書の公開

相続時の
契約書の紹介

屋根貸し太陽光発電設備の
撤去に伴う弁護士意見書

10年未滿に減額された方の
会の進捗状況

建物メンテナンスに
抗議する会の進捗状況

レオネットの
解約情報



※資料は、レオパレスに見せたり渡したりしないで下さい。

4 レオネット解約率 100%達成

レオネットの解約申込み者全員が解約できています。会員になって解約手続き方法や解約合意書の注意点を把握し確実な解約を実現して下さい。年間100万円以上も収益アップした方も!

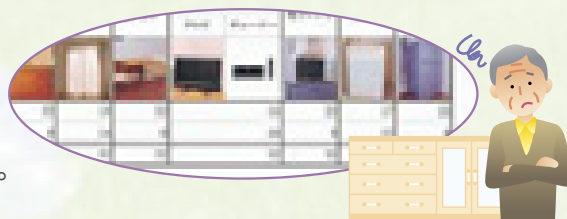


5 家具家電未払い請求訴訟に参加できます。

請求権には、5年の時効があります。請求権発生から5年が経過すると請求無効になります。

例：築13年の方…築7年経過した時点で請求権が発生します。
その後5年を過ぎると時効が成立し、無効になります。
築13年の方は、すでに1年分の請求が無効です。訴訟に参加した時点で時効の効力が停止します。1日も早く訴訟に参加して下さい。

契約変更合意書に署名捺印した方も訴訟に参加できます。
1日も早く訴訟に参加しましょう!



6 10年未満に減額された方の会に参加し家賃増額にチャレンジ

10年未満に減額された方の会では、平成28年9月裁判所調停申し立てを実施し家賃増額交渉に挑んでいます。10年未満に減額された方は、是非参加して家賃回復を勝ち取りましょう!

7 建物メンテナンスに抗議する会に参加し メンテナンス費用を返金してもらいましょう!

後ページに紹介していますプロパンガス設備についての説明をご確認下さい。メンテナンス料金を返還してもらえば収益アップになります。過去に減額された方は、少しでも収益を回復できる手段にチャレンジしましょう!



8 オーナー株主の会に参加してオーナー地位向上につなげましょう!

レオパレスの株を購入し、株主になりオーナーの地位向上を目指す。オーナーの為になる会社施策を株主として提言しましょう。オーナー株主が集団となって株主総会で経営陣に対し物申す事ができます。

例：
家賃減額は、将来オーナーがレオパレスでアパートを建築しなくなり、管理戸数が激減する恐れがある為、家賃減額をストップさせる提案を出す。

9 LPニュース(機関新聞)の発送

インターネットが苦手な方の為に、新聞形式のLPニュースを発送し、印刷物で重要なアドバイスをお伝えするようにしました。家賃増額時の契約書・レオネット解約時の注意事項などお知らせしています。



10 セミナー&懇親会・ランチ会の開催

定期的にアパート経営の勉強会を開催し会食会を実施しています。

	スケジュール			開催時間
セミナー&懇親会	3月26日	9月3日	12月3日	PM5:00～ 12月のみAM11:00～
セミナー&ランチ会	5月20日	7月8日	10月28日	AM11:00～

オーナーの皆さん
ご存知ですか？
プロパンガス問題！

LPガスの「無償配管の慣行」について

LPガス販売会社が住宅のガス配管を建築会社等に対し、無償で行なうことにより、住宅入居者に対し、継続的な取引を確保しようとする慣行とされています。



問題点

住宅購入者（オーナー）は、配管設備・給湯器がLPガス販売業者所有の設備であることを認識しておらず、住宅購入と共にガス設備の所有権を取得していると考えているため、LPガス販売業者との間で紛争が生じる。

この種の紛争は、公表された凡例は、少ないが全国各地で発生していました。

行政の対応

公正取引委員会…平成11年6月に「LPガス販売業における取引慣行等に関する実態調査報告書」を発表し、競争政策の観点から無償配管の慣行及び不透明な料金体系の是正を指導しました。

これを受け経済産業省も同年10月に取引適正化・料金透明化に向けた流通アクションプランを発表しました。



LPガス販売業界の対応

これらの指導を踏まえ、LPガス協会では、平成12年9月に取引適正化・料金透明化を内容にしたLPガス販売指針を業界ルールとして策定し周知徹底を行ないました。

我々の所有するアパートのプロパンガス設備は、
どうなっているか？

所有されているアパートにプロパンガスを供給している
ガス販売会社に契約書の提出を求め、確認して下さい。

プロパンガス設備は、どのような経緯で設置されたか？確かめてみましょう！

プロパンガス設備が無償配管の慣行によって設置されているのならオーナーの知らない契約（無断設置）に対し抗議しなければならないでしょう。

レオパレス側は、プロパンガス販売会社からお金を受け取っていないと主張しますが、ガス販売会社を変更すると違約金が発生するのではないのでしょうか？

無償配管の慣行に依るガス設備が設置されていれば、建物メンテナンス契約のメンテナンス対象になっている給湯器などにメンテナンス費用を支払っている事は、どう考えればよいのでしょうか？

給湯器が故障しても、その所有しているガス販売会社が点検・修理するのが当然では？

弊社では、「建物メンテナンス契約に抗議する会」を設立しています。

疑問を感じる方は、是非この会にご参加下さい。



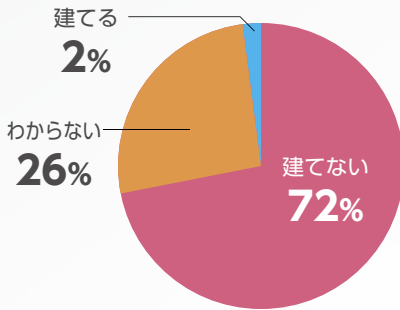
アンケート調査結果

会員の皆様からアンケート調査した結果です。
アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。
契約時、家賃が下がらないと説明を受けた方がたくさんいらっしゃいました。
家賃交渉には、この事実を自信を持って伝えて下さい。

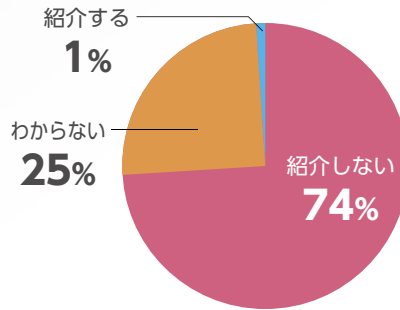
会員の皆さんの声

考察 次に建替える時は、レオパレス以外でと考えているオーナーさんがほとんどです。賃貸業が業績の柱であるレオパレスは、この事実を踏まえ 家賃減額のあり方を考えるべきでは、ないでしょうか！

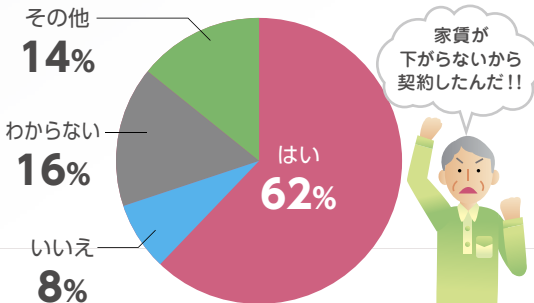
次もレオパレスでアパートを建てますか？



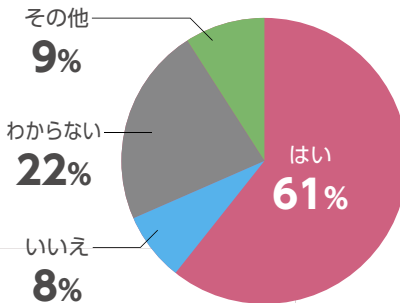
レオパレスを紹介しますか？



家賃が下がらないと説明を受けた



家賃が下がらないから契約した



「レオパレス Ⅱ」「一括借り上げシステム」に関する消費者生活相談件数について

平成 28 年 10 月 13 日
消費者庁
消費者政策課

国民生活センターと各地の消費者生活センターをオンラインで結ぶLP-Net（パイオネット：全国消費者生活情報ネットワーク）に取組まれている消費者生活相談員（「レオパレス Ⅱ」「一括借り上げシステム」）は以下のとおり。

1. 「レオパレス Ⅱ」（「レオパレス」を含む）に関する相談件数

	相談件数（件）
平成 24 年度	135
平成 25 年度	474
平成 26 年度	561
平成 27 年度	115
平成 28 年度	81

注 1：平成 28 年 10 月 13 日までの相談件数。

注 2：相談件数を特定した「LP-Net」関係には、別名異名での情報が含まれる可能性がある。注 3：上記相談件数のうち、借り手からの相談が大半を占めるが、家主からの相談も一部含まれる。

注 4：LP-Net 関係は相談員が LP-Net 関係に属しているため、相談件数が必ずしも増加または減少しているとは限らない。

消費者庁が相談件数をカウントしていました。なぜ？ どうして？

LPオーナー会の活動が少しずつ浸透してか平成28年は、相談件数が激減しています。

参考資料：外部の調査結果

LPオーナー会 専属の専門家がサポート



しげや あゆむ
専属弁護士 **澁谷 歩** 先生

当会の専属弁護士を務めております、澁谷歩と申します。私が当会に関わらせていただいてから早2年が経過いたしました。
当会は、日々、会員の皆様からのご相談に応じつつ、家具家電に関する集団訴訟を提起する等、活動の領域が拡大しております。
今後とも、当会の活動を通じて、会員の皆様に少しでもお力添えできるよう尽くしていきたいと思っております。



えんどう まほ
専属司法書士 **遠藤 真歩** 先生

不動産は単なる物ではなく、人から人へと受け継がれていくもので、そこには、たくさんの人の思いが込められています。皆さまの気持ちに寄り添い、皆さまの大切な財産である不動産を守り、活かし、そして次の世代へ承継していくお手伝いができればと思っております。
相続や贈与、借入金の借換えなど不動産に関するご相談や登記手続はもちろん、個人事業主から法人への移行のご相談や会社設立手続についても承っております。
お気軽にご相談ください。



すずき じろう
専属税理士 **鈴木 二郎** 先生

相続という、つい「少しでも多くの財産を相続したい」「少しでも相続税を安くしたい」と、財産の相続ばかりに目が向けられがちです。しかし一番大切なことは、子供たち全員で親の想いを相続することです。
私どもではお一人お一人の想い、財産状況、これまでの家族の歴史等を丁寧にお聴きし、遺言書・生命保険・生前贈与等を絡めて、二次相続まで含めた最適なプランを提案させていただきます。詳しくは「名古屋相続サポートセンター」を検索。



やまぎわ まさし
専属社会保険労務士 **山際 昌司** 先生

LPオーナー会の皆様、こんにちは。社会保険労務士(社労士)の山際昌司と申します。
日々の生活の悩みは、大きく「お金」と「人(ヒト)」に分類されます。
お金は税理士が扱い、ヒトは社労士が扱い、そして、いざ紛争になれば、弁護士が扱います。
私は現在、①会社に対しては労務管理、②個人に対しては年金制度や終活といった、ヒトに焦点を当てたアドバイスを行っております。
皆様のお役に立てることができれば幸いです。



かせたに もとこ
専属鑑定師 **糸戸谷 拇登子** 先生

家相・風水・姓名判断・四柱推命など皆様のご要望に合わせ鑑定します。
東洋運勢学会に属し、NHKカルチャーセンターで四柱推命中級コースの講師を務めております。
用神、調候用神の出し方、格についてなど、また、職業、健康なども鑑定します。
幸福を呼込む方位などの配置が将来役立つと思っております。お気軽にご相談ください。

*注意：申込みは、このページをコピーして コピーした用紙に各項目ご記入ください。

2017年LPオーナー会 総合申込書

*アンケート調査のみ記入の方は、FAXでの送信をお願い致します。(住所氏名の記入は、必須)

FAX：186-052-880-0022

[LPオーナー会規約(案)]を承諾し遵守することを誓約します。

記入日 201 年 月 日

全項目 必須記入	会員番号					
	フリガナ					
	氏名	(契約者名)				
	住所 県名から記入してください。	〒□□□□-□□□□	都道府県	郡		
		市町村				
	連絡先電話番号	(ご自宅)	-	-		
	携帯電話	-	-	-		
	F A X	-	-	-		
	メールアドレス (パソコン)			@		
	メールアドレス (携帯電話)			@		
生年月日 年齢	大正・昭和・平成	年	月	日生 (歳)		
金利については、動向調査と会員へのアドバイスを目的としています。						
金融機関からの融資金利	年率	%	固定	年	変動金利	%
金融機関(銀行名)						
金融機関からの融資金利	年率	%	固定	年	変動金利	%
金融機関(銀行名)						
入会者とプロパンガス 申し込み者のみ	①経営アパート名 築年数	名称：	西暦	年建築		
	上記住所とレオパレス物件AP番号	住所	A P			
	②経営アパート名 築年数	名称：	西暦	年建築		
	上記住所とレオパレス物件AP番号	住所	A P			
	③経営アパート名 築年数	名称：	西暦	年建築		
上記住所とレオパレス物件AP番号	住所	A P				
4棟以上のレオパレスアパートを 所有している場合は、記入してください。	アパート名とAP番号を記入					
アンケート調査(全員記入)	レオパレス21株式取得数	ご家族全体で 株				
	オーナー会世話人(ボランティア)	1、協力OK	2、希望しない	3、依頼があればOK		
	借り上げ契約した当時について	アンケート調査				
	家賃が下がらないと説明を受けた	1、はい	2、いいえ	3、わからない 4、その他		
	家賃が下がらないから契約した	1、はい	2、いいえ	3、わからない 4、その他		
	2年毎の家賃交渉の説明を受けていない	1、はい	2、いいえ	3、わからない 4、その他		
	レオパレスに決めた理由は？	1、他社より利回りが良い	2、家賃が下がらない	3、その他		
	家賃交渉について	アンケート調査				
過酷な家賃交渉を受けた事がある	1、はい	2、いいえ	3、わからない 4、その他			
借上げ契約解除をちらつかされた事がある	1、はい	2、いいえ	3、わからない 4、その他			
プロパンガス	アパート名	プロパンガス権利金申し込み 部屋数・現在のガス供給会社名記入				
		室	ガス会社名			
		室	ガス会社名			
		室	ガス会社名			
家具家電未払い賃料訴訟に参加したい	1、はい	参加したい	2017年7月31日締め切り			
10年未満に減額された方の会	1、入会したい	2017年7月31日締め切り				
建物メンテナンスの抗議する会に参加	1、はい	入会したい	2017年7月31日締め切り			
家賃交渉についての感想 その他御意見等						
オーナー株主の会	入会したい	2017年3月20日までに100株以上購入してください。				

その他アンケート 地震損害100%補償

東京海上日動火災保険会社の超保険に関心がある

1、はい 2、いいえ

LPオーナー会入会手続きについて

入会金及び年会費の振込み 2017年1月1日より

入会金 集団訴訟参加者…………… 免 除
その他の方…………… 10,000円

年会費 半年間で1棟所有者…………… 9,000円(消費税は、対象外)
半年間で2棟以上所有者… 18,000円(消費税は、対象外)

税務署から、会費は収益事業ではないと認定され、消費税が対象外となりました。

入会后 入会時は、半年分会費をお振込みください。
その後口座振替の手続きをお願いします。

振込先口座

振込先 三菱東京UFJ銀行 中村支店
普通預金 口座番号 0090856
名義人 エルピーオーナーカイ

※振込手数料は、
会員様のご負担で
お願いします。

入会時提出書類

- ①2017年LPオーナー会総合申込書(13ページをコピーして下さい)
- ②建物賃貸借契約書のコピー
- ③賃料等振込み明細書のコピー(毎年1月下旬レオパレスから届いています。)
- ④契約時のレオパレス21事業計画書
- ⑤レオパレスからの「経年収支シミュレーション」



東京海上日動



代理店: LPオーナー会

日本最大手の火災保険会社の代理店となり、会員のアパートを火災・地震などの災害に備え、万が一の時は、かつてあった共済会に代わる万全の補償で大切な資産をお守りします。

地震保険では、100%の補償ができる「超保険」を会員の皆さん全員にお勧めしています。地震が原因の火災被害の補償は、火災保険では、補償されませんので地震保険は、必須です。日本の中で地震が発生しないという場所は、ありません。災害に遭ってから襲い掛かって来る終了プロジェクトで契約解除されれば銀行返済に行き詰ってしまいます。

保険業務提携会社 株式会社サンエキ (担当:黒木)

弊会は、まだ東京海上日動火災保険会社の代理店登録を行なって間もなく、会員の皆さんに、ご迷惑やご心配をおかけしないようにTOPクオリティの保険代理店と業務提携しています。

利用優待契約企業 株式会社レクスト

株式会社レクストとLPオーナー会が企業提携契約を締結したことにより、LPオーナー会の会員さんがさまざまな特典を受けられるようになっています。LPオーナー会の会員証を提示して、会員特典をご利用下さい。詳しくは、ホームページ(パートナー制度)をご覧ください。

LPオーナー会とは、
オーナーのオーナーによる
オーナーのためのオーナー会です。

レオパレスで困ったら 何でもご相談下さい。



ホームページを見て問題解決!

オーナーさんだけにお知らせしているホームページアドレスです。
2015年より、一般のオーナーさんと入会された**会員専用のホームページ**の
2つをご用意し、会員さんには、より充実した内容をお伝えする事にしました。
会員さんには、「ユーザー名」と「パスワード」を入会時にお知らせします。

お気に入り登録しよう!

一般 <http://leopalace-owner.sakura.ne.jp/>

会員 <http://leopalace-owner.com/>

お問い合わせ先

LPオーナー会 本部

〒453-0029 名古屋市中村区日吉町30-3 IMKビル 202
TEL.052-880-0021 FAX.052-880-0022

名古屋駅前事務所

〒453-0015 名古屋市中村区椿町20-15 名古屋国鉄ビル3階
TEL.052-414-4430 **相談**TEL.052-414-4418